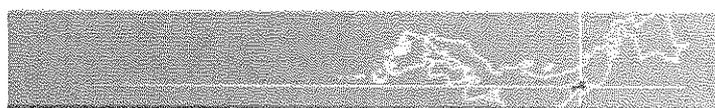


みやぎ財政運営戦略

～財政健全化と迅速かつ創造的な復興を目指して～

平成26年2月

宮城県



目 次

I 現状認識	1
II 目標	5
III 取組	6
1 基本的な考え方	6
2 財政の健全化と持続可能な財政運営の実現のための取組	7
3 迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現のための取組	15
4 効果額	18
IV 中期的な財政見通し(平成26年度当初予算ベース)	19
V みやぎ財政運営戦略の実施にあたって	24

I 現状認識

(基本認識)

我が県では、平成11年の財政危機宣言以降、投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに積極的に取り組み、財政再生団体への転落を回避しつつ、健全な財政運営を行ってきたところである。しかしながら、少子高齢・人口減少に伴う社会保障関係経費の逡増、地方交付税の振り替わり措置のため発行を余儀なくされている臨時財政対策債の累増などにより、財政の硬直化が常態化しつつあり、また実質的な公債費負担も高水準となるなど、財政状況は依然厳しい状況が続いている。このような状況下においても、安定した歳入基盤の確立への取組を進め、行政運営の無駄の排除と徹底した効率化を図ることで、必要となる財源を確保し、県民のニーズや経済社会の変化に応じた多種多様な財政需要に的確に応えていく必要がある。

また、東日本大震災からの復興では、「宮城県震災復興計画」(平成23年10月策定。以下「復興計画」という。)に従い、被災者の生活再建や地域経済の再生など早期の復旧・復興に向けた施策を最優先事項としているところであるが、単なる復旧にとどまらず、将来の県民生活を見据えて、農林水産業・商工業や公共施設のあり方などの抜本的な「再構築」を含めて、計画の理念を結実させる必要がある。さらに、各分野で動き始めた「創造的な復興」に向けた取組を確かなものにしていかなければならない。

このように迅速かつ創造的な復興のために実施する施策の財源について、国の制度や支援を最大限活用しつつ独自財源も積極的に活用し、その安定的な確保を行わなければならない。

本県では、「宮城の将来ビジョン」(平成19年3月策定)に基づき、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人の自然が調和した美しく安全な県土づくり」を県政推進の基本方向として施策展開を図ってきた。

平成26年度からは、「復興計画」における「再生期」を迎えるに当たり、復旧・復興の状況や社会経済情勢の動きなどを踏まえ、震災からの復興を進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の達成に向けた各年度の県政運営を着実に推進していかなければならない。

従って、これを支える基盤としての財政運営についても、単に持続的な予算編成を可能とするための財源確保方策にとどまらず、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」に基づき、県政に求められる課題解決のための事業に、確実かつ柔軟に予算配分をすることが可能となるような戦略的な運営に変わっていくことが求められている。

今後の財政運営においては、「宮城の将来ビジョン」に基づく強固な経済基盤と富の循環によって、持続的な本県の成長と財政基盤の安定化を図るとともに、多様な主体の連携のもとに、県の事務事業のあり方の見直しを含めた資源投入の効率化と重点化に一層努めていく必要がある。

図1 宮城県の行財政改革の取組について

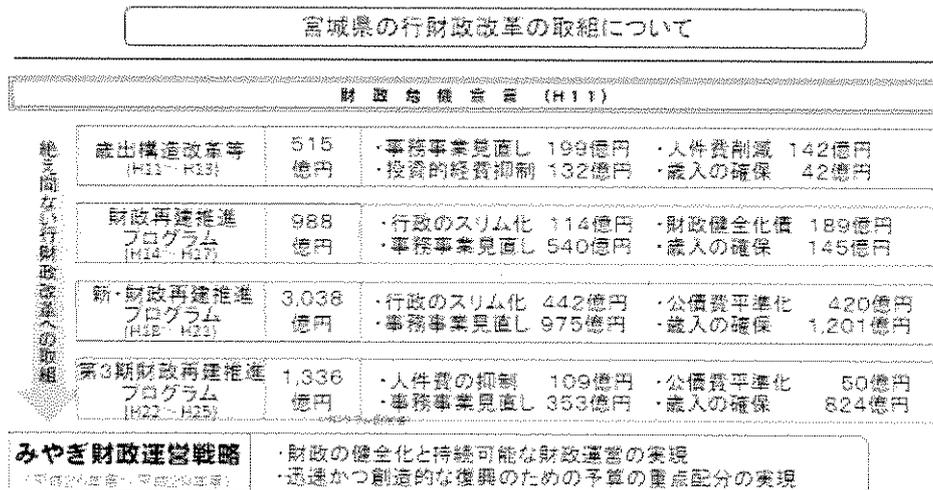
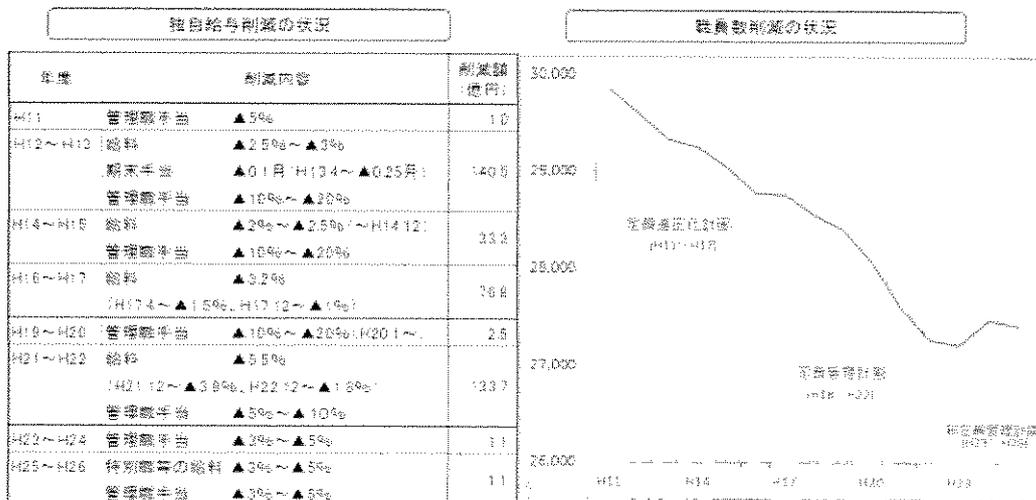


図2 総人件費抑制の取組について



(財政の見通し)

平成25年度当初予算をベースとして平成25年2月に公表した「中期的な財政見通し」では、退職手当債を発行するほか、財政調整関係基金を取崩してもなお、平成28年度には、早期健全化基準に匹敵する程度の財源不足(175億円)が発生する見込み(表1)であった。

その主な要因は、少子高齢・人口減少の進行に伴う社会保障関係経費の大幅な増加によるものである。

表1 平成25年度当初予算をベースとした中期見通しにおける歳入・歳出の推移

(単位:億円)

区 分	H25	H26	H27	H28
歳入 (A)	14,960	13,747	13,238	10,858
歳出 (B)	15,213	13,934	13,430	11,133
収支 (A)-(B)=(C)	△253	△187	△192	△275
財源対策 (D)	253	187	192	100
退職手当債発行	73	74	73	-
財政調整関係基金取崩し	180	113	119	100
財源不足額 (E)=(C)+(D)	0	0	0	△175
財政調整関係基金年度末残高	332	219	100	0

※一般会計の推計である。

※早期健全化基準(標準財政規模の3.75%):自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。本県では、財源不足が、181億円(平成24年度決算に基づく基準)を超過すると、早期健全化団体となる。

※財政再生基準(標準財政規模の5%):財政状況が著しく悪化し、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国の関与の下、計画的な財政の再生を図るべき基準。本県では、財源不足が、241億円(平成24年度決算に基づく基準)を超過すると、財政再生団体となる。

表2 財政指標等の推移

財政指標等の年度別推移（平成19年度～平成24年度）

財政指標等	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政力指数	0.53092	0.54295	0.53843	0.52186	0.50519	0.50292
経常収支比率	96.5 (103.4)	94.0 (101.3)	94.2 (109.1)	88.2 (106.3)	93.3 (108.1)	93.1 (108.1)
	()は、臨時財政対策債・減収補てん債・臨時税収補てん債・減収補てん債特例分を繰上一般財源から除いた比率である。					
公債費負担比率	18.1	18.0	17.9	16.4	11.2	11.1
実質公債費比率	16.6	14.7	15.0	15.1	15.5	15.2
標準財政規模 (単位：百万円)	466,005	468,917	464,789	483,555	478,352	482,989
積立金現在高 (単位：百万円)	23,549	47,122	100,801	111,900	361,370	476,711
うち財政調整関係基金 (単位：百万円)	6,699	11,677	21,038	37,857	37,301	51,148
標準財政規模に対する比率 (財政調整関係基金の比率)	0.05 (0.01)	0.10 (0.02)	0.22 (0.05)	0.23 (0.08)	0.76 (0.08)	0.99 (0.11)
地方債現在高 (単位：百万円)	1,392,827	1,404,292	1,448,717	1,501,166	1,559,991	1,627,968
標準財政規模に対する比率	2.99	2.99	3.12	3.10	3.26	3.37
地方交付税 ＋ 臨時財政対策債	198,463	206,557	229,179	263,981	545,004	451,390
地方一般財源 (地方税＋地方交付税＋臨時財政対策債＋地方特例交付金等＋地方譲与税)	497,972 (506,285) <476,431>	503,962 (510,045) <475,595>	500,309 (508,091) <476,798>	531,341 (531,341) <499,010>	802,815 (802,815) <770,484>	741,354 (741,354) <709,056>

※ 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれている。
 財政調整関係基金は、平成23年度以降、財政調整基金と県債管理基金(一般分)である。
 地方一般財源の地方税には、地方消費税清算金の繰入歳出差引分が加算されている。
 地方一般財源の地方譲与税には、所得譲与税が含まれていない。
 地方一般財源の()は、減収補てん債特例分を加えたもの。
 地方一般財源の< >は、地方交付税算定ベースの税源移譲額を()から控除したものの。

II 目標

(計画期間)

計画期間は、復興計画の「再生期」と合わせて、平成26年度から平成29年度までの4年間とする。

(目 標)

目標 1

単年度当たりの収支均衡予算を編成していくことはもとより、財政規律の堅持を通して、県民の県財政に対する不安を可能な限り払拭し、県債に対する金融市場の信用を維持しながら、計画期間中における持続可能な財政運営を実現する。

その際、自立的な県政運営ができなくなる財政再生団体への転落を回避することは当然であるが、これにとどまらず、適切な歳入の見積りと復興計画等に基づく財政需要の把握のもと、中期的な見通しを持った行財政運営が可能となるよう、財政運営を行っていかなければならない。

目標 2

迅速かつ創造的な復興を成し遂げていくため、必要となる施策に要する財源を安定的に確保することはもちろんであるが、限られた資源を効率的に活用する観点から、復興計画や毎年度に解決すべき課題に応じて必要な事業には確実な予算措置を実現する。

このため、通常分と震災分の予算区分を明確化して、震災分予算に十分な配分を行うとともに、優先度の高い事業には重点的な予算措置を行っていくこととする。

III 取組

1 基本的な考え方

健全化判断比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)及びプライマリー・バランスを健全財政の度合いを示す客観的な達成指標として設定し、その改善と安定に向け、不断の努力を継続する。

《達成指標》

- ① 実質公債費比率、将来負担比率の安定化
- ② プライマリー・バランスの黒字安定化

達成指標① 健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率について、計画期間を通じての安定化を実現する。

なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、比率なしの状況を堅持していく。

達成指標② その時点で必要とされる政策的経費等を、その時点の県税収入等でどれだけ賄えているかを示すプライマリー・バランス(臨時財政対策債を除く元金ベース)について、計画期間中の黒字安定推移を実現する。

また、宮城県行政改革・行政運営プログラムと連動させながら、歳入・歳出両面にわたる効果的な財源確保対策を全庁一丸となって実施していく。

《参考》

「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」(平成25年8月8日閣議了解)
II. 財政健全化に向けた目標

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す。

2 財政の健全化と持続可能な財政運営の実現のための取組

(1) 歳入の具体的な取組

- ① 安定した歳入基盤の確立…4年間で14億円程度の歳入確保を目指す。
地方交付税などの先行きが不透明であるなか、できる限りの自主財源の確保に努める。

イ) 持続的な経済成長による県税収入の確保等

育成・誘致による県内産業の集積促進などを通じた強固な経済基盤の確立と富の循環による経済の複合的な発展により、将来的な県税収入の増加・確保を目指す。

また、県税等の納付しやすい環境を整備していく。

【具体策】

- ・商工業、観光、農林水産業など産業の早期復興
- ・道路、空港、港湾などの交流基盤の再構築と観光客など交流人口の拡大
- ・個人県民税の特別徴収の推進
- ・地方税電子申告システム、クレジット収納システム、ワンストップサービスシステム(OSS)など、納税者の利便性向上のための施策の推進

このほか、本県が独自に課税している、みやぎ発展税(法人事業税の超過課税)、みやぎ環境税(県民税均等割の超過課税)、産業廃棄物税(法定外目的税)について、これまでの効果を検証しつつ、課税目的に沿った課題解決のために必要な事業に積極的に活用する。

ロ) 県税収入等の未収金の縮減

未収金の縮減と発生の未然防止に向けて、徴収対策を強化・充実する。

【具体策】

- ・市町村と連携した滞納整理の推進と徴収体制の強化
- ・県税滞納縮減対策3か年計画(H25～H27)に基づく徴収対策の強化
- ・債権回収会社(サービサー)による未収金の回収方策の検討
- ・収入未済額縮減推進会議による庁内の情報共有と具体的対策の実践

【歳入確保額: 8. 0億円】

ハ) 使用料などの受益と負担の適正化

受益と負担の適正化を図るため、人件費や管理経費等の原価を踏まえた料金設定を行う。また、料金設定のない行政サービスについても、新たに料金の設定を検討する。

【具体策】

- ・受益と負担の適正化を図るための定期的な料金設定の見直し
- ・消費税率の引上げに伴う税負担の円滑かつ適切な転嫁

【歳入確保額: 0. 5億円】

二) 広告掲載収入とネーミングライツ売却収入の一層の充実

県のホームページなどの各種の媒体への企業等広告掲載や県有施設の命名権の売却による収入確保について、これまでも実施してきた取組をさらに充実・強化していくことに加え、新たに、県有

施設でも広告掲載などを実施する。

【具体策】

- ・駐車場などの県有施設への広告看板の設置
- ・庁内スペースの更なる活用による広告掲載収入の確保
- ・ネーミングライツの導入施設の追加の検討

【歳入確保額: 5. 5億円】

② 県有資産の活用・・・4年間で27億円程度の歳入確保を目指す。

イ) 未利用地等の売却・貸付け

利用する見込みのない土地は、これまでも売却や貸付けを実施し、一定程度の歳入を確保してきた。この取組を今後も継続し、できる限り計画的に売却・貸付けを行う。

また、県有財産を活用した新たな施策展開と収入増について積極的に検討する。

【具体策】

- ・処分対象財産(平成26年2月時点で24件)の効果的な売却
- ・公有財産調整会議の開催による対象用地・施設に係る情報の共有と候補物件の整理
- ・太陽光発電設備の設置に対し県有施設の屋根や屋上の貸付け
- ・オフセット・クレジットの販売による環境対策の推進と収入増加

【歳入確保額: 11. 0億円】

ロ) 特別会計等の資金活用

各種の特別会計等の資金について、滞留・余剰がある場合や弾力的な運用が可能である場合には、当該特別会計等の趣旨を踏まえ、また、収支バランスに配慮しながら、計画的に活用する。

【具体策】

- ・特別会計内に貸付金の償還金等の滞留や余剰があり、国と協議して可能な場合に活用
- ・特定目的基金の弾力的な運用による充当事業の拡大

【検討対象となる特別会計及び基金】

- ・母子寡婦福祉資金特別会計
- ・小規模企業者等設備導入資金特別会計
- ・農業改良資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・林業・木材産業改善資金特別会計
- ・地域整備事業会計
- ・県有林基金
- ・森林整備担い手基金

【歳入確保額：16.3億円】**③ 特例的な県債の活用・・・4年間で252億円程度の歳入確保を目指す。**

財政調整関係基金の残高やプライマリー・バランスの動向を考慮しながら、発行が特例的に認められている県債を発行する。

なお、これらの県債は償還について地方交付税措置もないことから、今後の財源確保状況に応じて可能な限り発行を縮減させていくものとする。

イ) 退職手当債の活用

国の許可を経ることを前提に、特例的な歳入確保措置として、退職手当に要する経費に退職手当債を発行する。なお、地方財政法でその発行は平成27年度までとされている。

【退職手当債の対象】

- ・退職手当額が平年度の標準額を上回る場合に、将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内で起債でき

るもの。充当率100%

【平成26年度当初予算における計上額:72.0億円】

【歳入確保額:144.0億円】

ロ) 行政改革推進債の活用

公共施設の整備に要する経費等に、これまでの行政改革の取組による将来的な財政負担の軽減額の範囲内で発行が認められている行政改革推進債を発行する。

【行政改革推進債の対象】

・自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む場合に、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還ができると認められる範囲内で起債できるもの。対象は、通常事業債の充当残部分で充当率は100%

【平成26年度当初予算における計上額:26.9億円】

【歳入確保額:107.7億円】

(2) 歳出の具体的な取組

① 事務・事業の無駄の排除と徹底した効率化

・・・4年間で254億円程度の歳出抑制を目指す。

行政資源の効果的・効率的な配分により、無駄を徹底的に排除し、効率化を実現する一方で、民間を含む多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスを目指すことで、財政負担の軽減もあわせて実現していく。

イ) 復興のための人的資源の確保と人件費総額の抑制

震災対応事業に必要となるマンパワー確保は必須の課題であることから、市町と連携しつつ、国の特別な財政措置を最大限に活用しながら、人件費及び必要経費の十分な配分を行う。

また、震災による膨大な復旧・復興事業に伴い、全体の定数削減は困難であるものの、既存事業分の職員数は計画に沿った削減を行い、それを復旧・復興事業をはじめとする新たな行政需要に対応するために再配分していく。

適正な定員管理は引き続き必要であることから、現行計画期間の終了する平成27年度以降について、新たな定員管理計画を策定し、毎年度、適切な定員管理を実施する。

【具体策】

- ・市町と連携した復興事業関連の職員採用と財源の確保
- ・適正な定員管理の実施
- ・適正な手当のあり方の検討

【歳出抑制額: 185. 8億円】

ロ) 事業終期の設定とその徹底等

「再生期」には、復興を一層スピードアップするため復興事業に重点的に取り組んでいく必要がある一方で、震災前からの地域課題に対応した事業についても、優先度・重要度を考慮しながら継続して実施していく必要がある。このため、県が担うべき役割、今必要な業務なのか、より効果的・効率的な手法がないのかなどの視点で事務事業の見直しを行っていく。

また、原則としてすべての新規事業について適切に終期を設定するとともに、終期を迎えた事業は、効果検証を行った上で、廃止することを基本とする。

なお、歳出増または歳入減を伴う事業は、その増減分を賄うだけの恒常的な安定財源を確保することを原則とする。

ハ) 外部委託等の推進

復興の一層の加速化が急務であることから、外部委託について積極的に導入を検討するとともに、迅速な事業推進のため必要な場

合には、市町から受託する事業についても予算計上していく。

また、県の行う事務・事業に民間の知恵や力を取り入れるとともに、ICTの更なる活用などにより事務処理の効率化に取り組む。

さらに、仙台空港運営の民間委託により、利用者の利便性向上・就航路線の増加や経済活性化を図るほか、関連企業についても県の関与から民間企業の力が発揮されることにより経営基盤の充実、サービスの向上を推進する。

【具体策】

- ・発注者支援業務(工事積算や監督業務、総合評価における技術審査)の外部委託の活用
- ・災害公営住宅整備(市町からの受託事業)の推進
- ・県立学校の事務処理の統合情報化
- ・ICTの利活用による県民生活利便性向上と事務の効率化
- ・仙台空港民営化の推進

二) 予算削減率設定等の継続

予算編成に際し、継続的な経費について一定の削減割合等を設定することで、事業の新陳代謝を促すと同時に、予算の精選と歳出予算の膨張を防止する取組を継続する。

【参考】

- ・平成26年度当初予算の一般的経費に対するシーリング
: 対前年度△5%(一般財源ベース)

【歳出抑制額: 68.4億円】

ホ) 資金調達の低コスト化

多様な主体との連携は資金調達の面でも積極的に推進していくこととする。このため、これまでの県債引受けのあり方を見直し、市場

競争原理の導入に努め、金利などの融資条件提案方式(プロポーザル方式)を積極的に導入する。

また、このためにも本県の財政状況や財政健全化の取組等について、県民及び金融関係者への的確な情報提供に努める。

【具体策】

- ・県債の借入について、相対方式からプロポーザル方式への転換を推進(平成25年度のプロポーザル方式での借入 194億円)
- ・金融市場における有利な資金調達のための積極的なIR(インベスター・リレーションズ)活動

3 迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現のための取組

(1) 復旧・復興のための予算の重点化

① 復旧・復興事業の優先的な予算措置

震災以降、甚大な被害からの復旧・復興を県政の最優先課題とし、復旧・復興に関する経費については、予算編成に際して予算要求枠や予算削減率(シーリング・キャップ制)を設定せず所要額を確保することとし、国の制度や支援を最大限に活用しつつ独自財源も積極的に利用し、復旧・復興事業へ可能な限り財源を集中するとともに、必要額を優先的に予算措置することとしてきた。

本戦略の計画期間は、「震災復興計画」の「再生期」に当たることから、震災復興計画に掲げた「復旧」ととどまらない抜本的な「再構築」に向けた取組を具体化していく重要な時期であり、復興の一層の加速化が図られるよう、限られた資源を復旧・復興事業に重点化するとともに、必要な事業について優先的に予算化していく。

② 迅速かつ創造的な復興に向けた予算の重点化

「宮城県震災復興計画」に掲げた分野別の復興の方向性に沿った7つの施策を主要施策と位置づけ優先的に予算計上していくとともに、復興を進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げた将来像の達成に向けて、経済社会の状況に応じた効果的な施策について、優先順位を判断しながら着実に推進していかなければならない。

これまでも新規事業等を含む県の行政運営については、政策評価・施策評価の結果を踏まえて達成度や課題を検証し、「震災復興本部会議」や「宮城の将来ビジョン推進本部会議」など、組織横断的な体制の下で、新年度の施策のあり方を検討してきた。

今後も、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】に基づきながら、復興の過程で生じるその時々課題に的確に対応しつつ、創造的な復興や課題解決のために必要な新規事業等について、重点的に予算化していく。

③ 機動的な予算編成方針の決定

復旧・復興事業の一層の加速化や復興の過程で生じる課題に的確に対応していくために、「宮城の将来ビジョン推進本部会議」及び「政策・財政会議」等を通じて、機動的な予算編成方針を決定し、的確でメリハリの利いた配分に引き続き努めていく。

具体的には、上記②による施策の検討に基づき、議会における翌年度予算調製方針の説明・質疑を経ながら、適切な予算フレームを構築した上で、「政策財政運営の基本方針」を取りまとめる。これに基づき、「予算編成方針」において重点的な配分等のあり方を示す。編成段階では、「予算要求要領」による経費区分に基づいた要求を踏まえながらも、課題解消に向けた施策の優先順位や全体の財源の動向をにらみながら、柔軟かつ機動的に予算措置を図っていくこととする。

(2) 迅速な復旧・復興のための予算編成等

復旧・復興事業について、資材や人手不足による入札不調や施設の復旧に必要な地盤嵩上げ工事などの遅滞により、事業の遅れが大きな課題となっている。このため、事業が切れ目なく執行及び継続できるよう、従来の補正予算編成の時季に捉われることなく、随時必要な補正予算を提出するなど、適時適切な予算編成を行っていく。

また、入札不調が大きな課題となっていることから、入札不調の原因分析等を行いながら、入札制度の趣旨を損なわない前提のもと、入札契約制度の簡素化・迅速化や発注見通しの公表頻度の増加など入札に参加しやすい環境の整備や市場の実勢等を反映した適切な予定価格の設定、適切な設計変更の徹底等の具体的な対策を図っていくこととする。

さらに、工事請負議案等の件数が極めて多数に上っていることから、議会の理解を得つつ、先議の取扱いを認めていただくことで、迅速な執行を図っていくこととする。

【参考(当初予算及び各補正予算の編成回数)】

・平成23年度： 12回

- ・平成24年度： 11回
 - ・平成25年度： 6回(2月定例会第5号補正まで)
- ※専決処分による予算編成を含む。

【参考(臨時議会の回数)】

- ・平成23年： 1回(8月) 補正予算付議
- ・平成24年： 1回(5月)
- ・平成25年： 1回(10月)
- ・平成26年： 1回(1月)

(3) 復旧・復興のための財源の活用

被災者の生活再建や地域経済の再生などの復旧・復興に向けた施策や創造的な復興の取組を推進・加速化していくため、東日本大震災復興基金や地域整備推進基金(復興事業分)などを積極的に活用していく。なお、これら基金の財源には内外の多数の方々からいただいた多額の篤志が含まれていることから、計画的かつ効果的に活用していくとともに、その活用状況を随時明らかにしていくこととする。

また、今後の復旧・復興の取組の進展に伴い生じる新たな財政需要にも、適時的確に対応できるように、必要となる財源の総額の維持確保も図っていくこととする。

【参考(各基金の平成26年度末残高見込み)】

- ・東日本大震災復興基金 265. 5億円
- ・地域整備推進基金(復興事業分) 116. 5億円
- ・東日本大震災みやぎこども育英基金 60. 1億円

(4) 国の特別な財政措置の継続

国は平成23年度から平成27年度までの5年間で「集中復興期間」と位置づけ、財源確保を図るとともに、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付

税など、従来にはない手厚い財政支援措置が講じられている。しかしながら、集中復興期間後の平成28年度以降の財政措置については明らかにされていない。今後も、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたり、また、復興の過程で新たな需要も生じていることから、集中復興期間を延長し、特別の財政措置が継続され、かつ必要な財源が確保されるよう求めていく。

4 効果額

上述した目標達成のための歳入・歳出両面の取組の結果として、現時点で把握できる効果額は4年間で547億円となる見込み(表3)である。

表3 歳入・歳出両面の取組結果

(単位:億円)

取組	H26			H27			H28			H29			合計		
	通常分	震災分		通常分	震災分		通常分	震災分		通常分	震災分		通常分	震災分	
取組前の財源不足見込額	△268	△252	△16	△295	△252	△13	△302	△263	△39	△330	△290	△40	△1195	△1057	△108
安定した歳入基盤の確立	5	5	—	5	5	—	2	2	—	2	2	—	14	14	—
県有資産の活用	5	5	—	13	13	—	4	4	—	5	5	—	27	27	—
特例的な県債の活用	99	99	—	99	99	—	27	27	—	27	27	—	252	252	—
事務・事業の無駄の排除と徹底した効率化	59	59	—	52	52	—	71	71	—	72	72	—	254	254	—
効果額	168	168	0	169	169	0	104	104	0	106	106	0	547	547	0
取組後の財源不足見込額	△100	△84	△16	△126	△113	△13	△198	△159	△39	△224	△184	△40	△648	△540	△108

IV 中期的な財政見通し(平成26年度当初予算ベース)

(基本的な考え方)

「中期的な財政見通し(平成26年度当初予算ベース)」(以下「26中期見通し」という。)は、本戦略に基づく歳入・歳出両面の取組による効果額を反映させた上で、平成26年度当初予算編成時点における、経済情勢や地方財政制度、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」における事業予定額などを前提とし、一定の仮定の下、当面の財政見通しを機械的に試算したもので、中期的な視点に立った財政運営を検討していくための参考とするものである。

(対象等)

対象は一般会計とし、震災復興事業に優先的に財源を配分する観点から、通常分と震災分とに区分して推計する。

対象期間は、計画期間と同様、平成26年度から平成29年度の4年間とする(平成26年度は、平成26年度当初予算案とする)。

(試算方法)

(1)前提条件

- ・経済成長率は、「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日内閣府)」における名目経済成長率により設定している。
- ・地方一般財源(県税、地方交付税、臨時財政対策債など)は、震災対応分を除き、平成27年度以降は、平成26年度予算における地方一般財源総額と同額と仮定している。
- ・東日本大震災からの復興事業に対するものを含め、平成26年度の地方財政対策は、平成27年度以降も同様の内容で継続することを前提としている。

(2) 推計方法

(歳入)

県税

- ・名目経済成長率を基礎として推計。

地方交付税

- ・普通交付税は、平成27年度以降の地方一般財源総額が平成26年度の地方一般財源総額と同額と仮定して推計。
- ・震災復興特別交付税は、東日本大震災からの復旧・復興事業に要する歳出の増減見込みを反映して推計。

国庫支出金

- ・国庫補助事業の歳出の増減見込みを反映して推計。

県債

- ・臨時財政対策債は、普通交付税と同様の方法で推計。
- ・臨時財政対策債以外は、現行制度(起債対象事業、充当率、財政措置など)を前提に、歳出の増減見込みを反映して推計。

その他の収入

- ・平成26年度当初予算計上額をベースに歳出事業に係る財源としての収入の増減を反映させて推計。

(歳出)

義務的経費

- ・人件費は、職員数の増減を反映して推計。なお、退職手当は退職者見込みを積み上げて推計。
- ・扶助費は、対象者数の動向等に応じて、歳出の増減見込みを反映して推計。
- ・公債費は、既発債の元利償還額を積算するとともに、新発債は歳入の

県債発行額を基礎として推計。

投資的経費

・宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】における各年度の普通建設事業費及び災害復旧費の予定事業費をもとに、歳出の増減見込みを反映して推計。

その他の経費

・平成26年度当初予算と同水準の削減率を基本として推計したほかに、主要な個別事業については歳出の増減見込みを反映して推計。

(試算結果)

26中期見通しでは、期間を通じて、歳出に見合った歳入を確保することができず、財源不足が発生する。したがって、収支を均衡させるためには、県の貯金に相当する財政調整関係基金の取崩しによって、財源不足を補うことを余儀なくされることとなっている。

さらに、最終年次である平成29年度には、財政調整関係基金も枯渇し、約100億円の埋められない財源不足が生じる結果となっている(表4)。

表4 26中期見通しにおける歳入・歳出などの推移

(単位:億円)

区 分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		通常	震災									
歳入 A	14,480	8,028	6,453	15,386	8,551	6,836	13,311	8,814	4,497	12,246	8,891	3,355
県税	2,579	2,574	5	2,823	2,818	5	3,070	3,065	5	3,183	3,177	5
地方交付税	2,668	1,489	1,179	2,687	1,440	1,246	2,477	1,381	1,096	2,277	1,336	941
普通交付税	1,470	1,470	0	1,421	1,421	0	1,362	1,362	0	1,317	1,317	0
特別交付税	1,198	19	1,179	1,265	19	1,246	1,115	19	1,096	960	19	941
国庫支出金	3,572	728	2,845	4,051	743	3,308	2,468	746	1,722	1,597	753	844
県債	964	939	25	913	879	34	761	726	35	710	674	35
うち臨時財政対策債	598	598	0	549	549	0	490	490	0	445	445	0
その他の収入	4,697	2,298	2,399	4,913	2,671	2,242	4,535	2,896	1,639	4,480	2,950	1,529
歳出 B	14,580	8,112	6,469	15,512	8,664	6,849	13,509	8,973	4,536	12,470	9,076	3,394
義務的経費	4,090	4,019	71	4,086	4,016	70	4,112	4,039	73	4,139	4,067	72
人件費	2,626	2,559	67	2,609	2,542	67	2,594	2,528	66	2,569	2,504	66
扶助費	341	338	3	368	366	3	402	399	3	422	419	3
公債費	1,123	1,122	1	1,109	1,108	0	1,115	1,112	3	1,148	1,145	3
投資的経費	5,253	817	4,436	5,992	790	5,202	3,909	757	3,152	2,897	749	2,147
普通建設事業費	2,848	783	2,066	3,174	756	2,418	2,541	722	1,818	2,357	715	1,642
災害復旧事業費	2,405	34	2,371	2,818	34	2,784	1,368	34	1,334	539	34	505
その他の経費	5,237	3,276	1,961	5,434	3,858	1,576	5,488	4,177	1,311	5,434	4,259	1,175
うち社会保障関係経費	1,207	1,207	—	1,356	1,356	—	1,479	1,479	—	1,557	1,557	—
収支ギャップ A-B=C	△100	△84	△16	△126	△113	△13	△198	△159	△39	△224	△184	△40
(参考)取組効果額	168	168	0	169	169	0	104	104	0	106	106	0
うち退職手当債の発行	72	72	0	72	72	0	—	—	—	—	—	—
財政調整関係基金取崩し D	100	84	16	126	113	13	198	159	39	118	118	0
財源不足額 C+D=E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△106	△66	△40

財政調整関係基金年度末残高	442	316	118	0
---------------	-----	-----	-----	---

※平成29年度末に枯渇

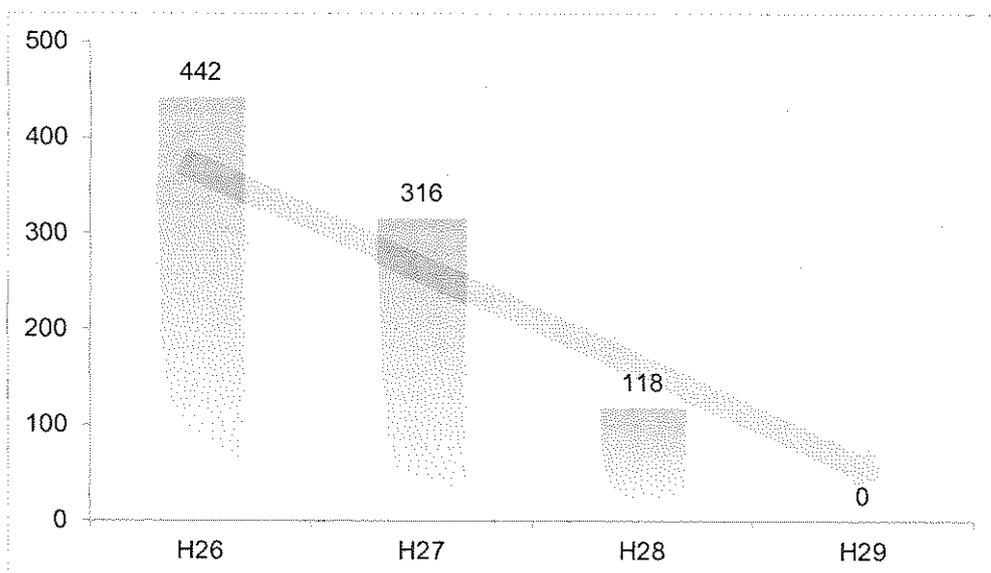
県債残高	16,610	16,293	317	16,695	16,344	351	16,631	16,248	383	16,476	16,061	415
臨時財政対策債残高	5,760	5,760	0	6,161	6,161	0	6,474	6,474	0	6,708	6,708	0
臨時財政対策債以外の県債残高	10,850	10,533	317	10,534	10,183	351	10,157	9,774	383	9,768	9,353	415

プライマリー・バランス	475	417	456	443
-------------	-----	-----	-----	-----

※プライマリー・バランス: その時点で必要とされる政策的経費等を、その時点の県税収入等でどれだけ賄えているかを示す指標で、臨時財政対策債に関する分を除いた元金ベース。

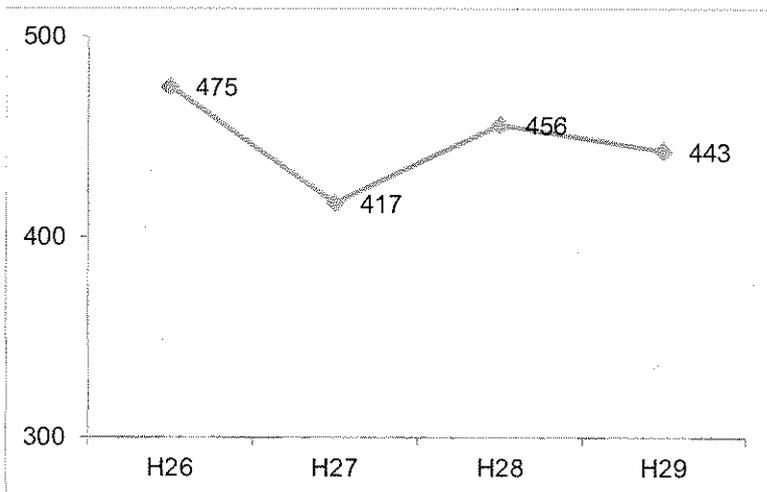
※表示単位未満四捨五入のため、計算が一致しない箇所がある。

グラフ1 26中期見通しにおける財政調整関係基金残高の見通し(単位:億円)



また、達成指標である、プライマリー・バランス(臨時財政対策債を除く元金ベース)は、黒字を維持しながら推移していく見込み(グラフ3)である。なお、もう一つの達成指標である健全化判断比率は、決算時期に改めて公表する予定である。

グラフ2 26中期見通しにおけるプライマリー・バランスの見通し(単位:億円)



V みやぎ財政運営戦略の実施にあたって

(復興の加速化)

復興の早期の達成のためには、事業を着実に執行するための財源の円滑な確保が必要不可欠であり、震災復興特別交付税をはじめとした国の特別な財政措置の継続と充実が必須となる。今後も、復旧・復興事業が増大かつ長期にわたり、また、復興の過程で新たな財政需要も生じていることから、集中復興期間を延長し、特別な財政支援制度が継続され、かつ、必要な財源が確保されるよう、国に対して働きかけていく必要がある。

(社会保障関係経費への対応)

社会保障関係経費に対しては、社会保障と税の一体改革を踏まえ、地方消費税の引上げ分を、適切に社会保障関係経費の財源に充てていくこととする。

(情報発信)

財政運営は県政推進の裏付けであることから、財政状況や予算編成、執行状況等についての県民の理解や関係機関の理解と協力が不可欠である。このため、より積極的で分かりやすい情報発信に取り組んでいく必要がある。

具体的には、従来の予算、決算及び財政状況の公表に加え、特に震災関連予算で財政規模が膨張するとともに不用額や繰越額が多額に上っているなどについて、適時に丁寧な説明に努めていく。

(本戦略の進行管理)

毎年度、当初予算の編成と合わせて本戦略の実施状況等を検証するとともに、各年度の当初予算をベースとして中期的な財政見通しを改めて作成し、公表する。